

令和6年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和6年第2回東彼杵町議会定例会は、令和6年6月14日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

	2番	児玉 隆行 君	
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	尾上 庄次郎 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

1番 大安 義和 君

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主 任 書 記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	発委第 3 号	緊急事態に関する国会審議を求める意見書 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	議案第 33 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について(中尾辺地) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3	議案第 35 号	令和6年度東彼杵町一般会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4	議案第 36 号	令和6年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	議案第 37 号	令和6年度東彼杵町下水道事業会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 6	議案第 38 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 39 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 40 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

日程第 9 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

日程第 10 議員派遣の件

6 閉 会

開 議（午前 9 時 29 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

会議を始めます前にお知らせします。1 番議員、大安義和君が、傷病のため欠席したいとの届け出がありましたので、これを許可しております。

それでは、ただいまの出席議員数は 7 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

それでは、これから議事に入ります。

日程第 1 発委第 3 号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書 (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、発委第 3 号緊急事態に関する国会審議を求める意見書を議題とします。本案についての委員長の報告を求めます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 29 分）

再 開（午前 9 時 30 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

総務厚生常任委員長、構浩光君。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

おはようございます。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

発委第 3 号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書

2 審査年月日

令和 6 年 6 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務厚生常任委員会を開催しました。

発委の理由として、緊急時において、国家の責務と権限を明確にし、国民の命と財産を守るための最大機能を発揮させるために、法令の緊急事態規定に関する多岐にわたる論点を整理

し、国民に理解を得たうえで、緊急事態条項を新設することに取り組まれるよう、強く要望するためです。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で長期にわたる新型コロナウイルス感染症、今後 30 年以内に首都直下地震、南海トラフ巨大地震が予想されています。したがって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国的な喫緊の課題であるとの意見がありました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、発委第 3 号の討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで発委第 3 号の討論を終わります。

これから、発委第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第 3 号緊急事態に関する国会審議を求める意見書は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 34 分）

再開（午前 9 時 35 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第 2 議案第 33 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画
について（中尾辺地）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3 議案第 35 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、議案第 33 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中

尾辺地)、日程第 3、議案第 35 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)、以上 2 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、構浩光君。

○総務厚生常任委員長 (構浩光君)

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 33 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について
(中尾辺地)

2 審査年月日

令和 6 年 6 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長、財政管財係長の出席を求め総務厚生常任委員会を開催しました。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和 37 年法律第 88 号) 第 3 条の規定に基づき、中尾辺地地区の総合整備計画を策定し、辺地地区内生徒の通学を容易にするためのスクールバス購入事業を実施し、通学の利便性と安全確保を図るものです。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 35 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)

2 審査年月日

令和 6 年 6 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長、財政管財係長の出席を求め総務厚生常任委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 234 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 74 億 4234 万 5000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、総務費に長崎空き家 de ミライ創出事業補助金など 1658 万 7000 円、民生費に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金事業費など 1 億 98 万 9000 円、農林水産業費に農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金など 1320 万円、土木費に道路橋梁改良工事ややすらぎの里バイオトイレなど 6227 万 5000 円を追加計上するものである。

歳入については、特定財源として、国庫支出金 9434 万 5000 円、県支出金 2020 万 7000 円、町債 4320 万円などを計上し、一般財源として繰越金 4243 万 4000 円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で年度当初から計画されていた事業については、当初予算に計上すべきものと意見がありました。以上で報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 33 号、議案第 35 号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで、議案第 33 号、議案第 35 号の討論を終わります。

これから、議案第 33 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号の採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 36 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 議案第 37 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 4、議案第 36 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）、日程第 5、議案第

37 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。産業建設文教常任委員長、児玉隆行君。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 36 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算(第 1 号)

2 審査年月日

令和 6 年 6 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、収益的収入及び支出において、将来的な人口減少や水需要予測の変化に伴う料金収入の減少が予測される中、老朽資産の更新計画、経営戦略の見直し及び料金改定計画を策定する中長期経営計画策定業務委託費の追加計上である。

収益的収入の補正予算は、営業外収益 550 万円を追加して、計 2 億 5377 万 7000 円の計上である。

収益的支出の補正予算は、営業費用 550 万円を追加して、計 2 億 5312 万 1000 円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で年度当初から計画されていた事業については、当初予算に計上すべきであるとの意見がありました。

続きます。

1 付託された事件

議案第 37 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算(第 1 号)

2 審査年月日

令和 6 年 6 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め、委員会を開催しました。

本件は、資本的収入において、国の補助金が減額されたことにより処理場改築更新工事実施設計業務の財源確保のため建設改良企業債の追加計上である。

資本的収入の補正予算は、企業債 380 万円を追加し、計 1 億 3510 万円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知

らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 36 号、議案第 37 号を一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで、議案第 36 号、議案第 37 号の討論を終わります。

これから、議案第 36 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 38 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 6、議案第 38 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 38 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、（昭和 38 年条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案の理由といたしましては、企業誘致の推進にあたりまして、用地交渉及び地域との合意形成に必要となるためでございます。詳細につきましては総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 38 号について説明をいたします。

今回の議案ですけれども、全協でもご説明をいたしました彼杵中央圃場整備地区での民間資金を活用した企業誘致に関し、用地交渉等、地域との合意形成を図るために新たに非常勤特別職を設けるものでございます。

議案の 2 ページ、下から 6 番目となりますが、名称を企業誘致対策特別推進委員として新たに追加をいたしております。

報酬の額につきましては、予算計上額としまして次の議案に関連費用を計上をいたしております。

3 月 19 日全員協議会の後、地権者、耕作者と説明会を開催 3 月 29 日に実施しております。町長からも答弁でありましたように、大きな反対意見がなかったということで推進をしているところでございますけれども、全協以降に変化があったことということをご報告申し上げます。

当初、経済産業省の地域未来投資促進法ということで、この法律を使って企業誘致を推進しようとしておりました。当初無理と考えておりました農林水産省の農村産業法、これは略称ですけれども、農村産業法という法律がございます。これ、県の方からその際提案がございまして、この法律で県としては推進を図りたいということでございます。

理由がございまして、用地譲渡取得の際にですね、所得税の特別控除 800 万円の特別控除があつて、当初予定しておりました地域未来投資促進法にはございませんでした。

今後、用地取得等大規模な用地買収の際に非常にこちらの方が有利になるということで、現在 2 本立ての法律で進めておりますけれども、県としては農村産業法という法律で計画を進めているということでございます。

県としても特に県内で最も有望な場所ということで、用地交渉をできる限りスピーディーに、そしてスムーズに進めるよう依頼があつておまして、こういう非常勤特別職を設けまして、用地買収、用地交渉等を進めていきたいと考えておりますので今回の条例改正ということで提案するものでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

今回の企業誘致対策特別推進委員は、委員の数は何名で、どういう方があたられるか教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

委員の数は、予算計上分は 2 名分でございますが、まだどなたがどうというのが、予算がまだ可決していない段階ではですね、ちょっと私の方から言えるわけではございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

今回の企業誘致はですね、町の方も期待していますし、我々の方も大いに期待して町の活性化に繋がればと考えているんですが、38号議案追加で上がっていますけれども、追加でなった理由をお尋ねしたいと思います。時系列で、どうしても追加だったのか、なぜ当初で、当初と言うか今回の議会の初日のところでですね、上がっていないのか。そこを詳しくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当初、企業誘致の方で推進することで話をしておりまして、県と協議をしまして、まず原則的に町ができる規模ではないと、金額的にですね。だから、事業団か県かお願いをしたいということで進めておりまして、こういう用地交渉を入るとなった時に、例えば広域農道もそうございましたけれども、町の職員とかOBの方とか一緒に用地交渉に入った事例がございまして。

これは、私も全てそういう事業団とか、向こうでしていただけるのかなと思っておりまして、やはり県と協議をする上においてですね、どうしても地元で詳しい方とかそういう地権者の方もよく知っておられる方が進めやすいだろうと。で、もう時間がですね、ちょっと限られていて急ぐということで話がございますものですから、地権者の方にもお話をし、最初説明会をした時にもいつになるかわかりませんと最初は言っていたんですが、なかなか少し時期が早まる可能性が出てきて、県と協議をしまして結果、やはり詳しい方が必要じゃないかということで町も判断して、当初予算には上げられなかったというか、そういうことでございます。すみません。

○議長（浪瀬真吾君）

2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

すみません、私の言い方が、ちょっと勘違いをされたのかもしれないんですが、6月5日の議案になぜ入らなかったのかと。これはですね、去年もそうですけれども、議会最終日に出されて、我々の中では詳細な調査ができないということで、わかっているものをきっちり最初に上げるということでお話を12月議会でもあったと思うんですが、それがなぜ。これはもう次の39号予算が絡みますので、後ろの方でもご説明をいただかないといけないんですけれども、なぜ6月5日の段階で上がってこなかったのか、なぜ今なのか、そこのお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、6月4日の夕方に県の部長がうちの役場においでになって、当初はもう全部事業団かそういう方向で任せたいと思っておりましてけれども、そういう方向で県からのちょっとお話がありましたものですから、もう最終議会というか、今回になってしまったということでございます。

補正予算が計上済みでございましたものですから、ちょっと遅れたことは申し訳ないと思っておりますが、今回はちょっと特別な事情がございましてですね、全部まだ手のうちを出すわけにはいかない。県からも情報は来ませんし、まだ確実なところが決まらない段階では動けなかったということもございまして、これは県と協議の上で今回最終日になってしまったということで誠に申し訳ないと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

先ほど町長の答弁の中で、6月4日の夕方に情報が入ったということなんですけれど、私たち議員としてはですよ、この事案が2議案ですかね、予算書と合わせて。2議案出ているんですけれど、例えばそれがですよ、わかった時点でたぶん資料を作成されるかと思うんですけれど、資料配布をですね、早めに配布できないものか、今後ですね。突発的に最終日に上げられても審査がですね、スムーズにいかないと思っているんですよね。

できたらですよ、もし6月4日に来ればですよ、10日とか配布だけでもいいんですけれど、私も今日朝から知ったものですから、できればそういう方向で検討してもらえないか、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に申し訳ありません。

今回、企業誘致の件はちょっと機微な問題がございまして、あまりにもちょっと早く出すのも、県とも協議をしなくちゃいけない時間も必要でございましたものですから、6月4日に伺って、こちらでも協議をして、また県と再度確認をさせていただいたりして。もう一点、他の何ですかね、企業団というか、そういう方向も最初はありましたものですからですね、ちょっと遅れたのは申し訳なかったと思いますが。

今後は、すぐわかる時にすぐ出したいと思うんですが、町が県とかそういうお願いする段階ですよ、情報が如何な操作ができるのかなと思って、今後そういう早くわかればですね、全協でももう随時お願いをしたいということで思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

今ちょっと話がですね、条例ですから、今のような質問は次の予算の時に私は審議すべきなんじゃないかと思う、内容についてはですね。あくまでもこれは特別職の条例に追加する条例ですので、その条例についての質問とその中身に対する、予算に対する質問と違うと思うんですよね。その辺ちょっと議長、進行の方でよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

この第38号の議案、町長にお伺いしますけれども、いつまで条例を作らんといかんとですか。

議会最終日に出してこられて、要するに議会最終日というのは委員会付託もできない。もう今日議運の皆さんに言ったんですけれども、委員会付託もできない。昨年12月の加工建設のやつも議会最終日で、委員会付託もできないで即決という事案。最近になってですね、議会最終日議案というのは、私はあまり記憶がないんですよ。あまり。やはり最初の、議会の最初に議案を提出しても

らって、そして委員会でしっかり調査をして、やっていくというのが議会のあるべき姿だと思っているんですよ。

町長言われますよね、最終的に決めるのは議会ですからと言われるけれど、今度議会の方に責任が転嫁されてしまう。これはちょっといかがなものかな。

だから、私が言っているのは、この条例がいつまで作らんといかんかったのか。今日可決しないと間に合わないのか。あるいは1週間後でなければまだ間に合うか。その条例の可決政令日をちょっと教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が議会に責任を転嫁するわけじゃなくてですよ、法律で議会が議決権があるんですよ。私が執行権と提案権がある。ただそれだけの話をしているだけでございまして、議会の運営に執行部がこう口を挟むあれはありません。私も議員の経験がありますからですね。

そういうことございまして、いつまでとおっしゃいますが、急ぐのか、ちょっと時間がかかるのかまだわかりませんが、準備をしたいということですね、もう、すぐ始まるかもしれない。その時はまた今日私が即決をしてくださいとか、閉会中の継続審査にしてくださいとかとは申しませんけれども。

今回、県から話があって、なるべく体制を早く整えたいなど、もう決まったときにすぐいろいろ探し回ったりお願いするのもちょっとどうかなと思っておりましたものですから、今回になってしまったということで、これは誠に申し訳なかった。

ただ、今回の予算案は、町のこの方針と言いますか、企業をなんとしてもと思うことで皆さんもご協力、地権者の方もご協力ということで、そういう最終日でといういろんな意図は私はございませんで、あとは議会の判断におまかせするということですね。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

まあ、町長の説明にはわかったところもあるし、わからないところもありました。

でね、私が言いたいのは、最終日じゃなくてももう1回臨時議会を開いてですよ、町長、臨時会を開く権限を持っておられますよね。臨時議会では駄目だったんですか。この点いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

臨時議会を開いても良いんですが、まだ会期中でございましたものですから、今回、できればお願いをしたいということで私が判断をして、ここを、例えば条例の時にですよ、どういう現場に行つて、見てというのが、今回はどうなのかなと思ったもんですから、ただ条例で人権枠を取っている、人間と言うか、そういう人権をですね、取っていただきたいということだけでございまして、どうしても長期的な調査、必要がある時には、もう私は、大石議員がおっしゃったように、それは最終議会でなくて臨時会。臨時会も当然1日で限られておりますけれども、前もって、例えば全協

なんかでお話をさせていただいて進めていきたいと思っております。すみませんでした。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 38 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 39 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 7、議案第 39 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 39 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 655 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 74 億 4890 万 4000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、企業誘致対策特別推進委員報酬及び地質調査業務委託料など 655 万 9000 円。歳入は、繰入金 350 万円、繰越金 305 万 9000 円でございます。詳細につきましては税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第 39 号についてご説明いたします。

それでは 7 ページをお開きください。3 番の歳出から説明いたします。

今回の補正予算は、2 款 1 項 11 目の企業誘致対策事業費において、企業誘致に係る費用を計上いたしました。1 節報酬は、用地交渉などを行う企業誘致対策特別推進委員の報酬費用として 300 万円を追加しました。次の、8 節旅費、10 節需用費、11 節役務費では、それぞれ事務費用を計上しております。12 節委託料の地質調査業務委託料は、誘致場所の地盤確認のため調査費用を計上いたしました。

戻って、5 ページをお願いいたします。2 番の歳入です。

20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、地質調査業務の財源として追加いたしました。

6 ページをお願いいたします。

21 款 1 項 1 目繰越金は、推進員報酬費用などの財源として 305 万 9000 円を追加しております。

最後になりますけれども、1 ページ 2 ページの第 1 表、3 ページ 4 ページの事項別明細書、8 ページ以降の給与費明細書につきましては、ただいまの説明した金額の積み上げになりますので説明は省略いたします。議案第 39 号については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

この質疑に入る前にですね、ちょっと基本的なことをお伺いしたいんですけど、今回議案第 39 号で予算が出ました。その前に第 38 号で条例の改正が出ました。条例と予算、ケースバイケースがあると思うんですけど、この順序で今回良かったんでしょうかね。条例を改正して予算をする、決める。予算の措置をしてから条例改正する。今回はこの条例を改正して予算をする、この方法でよかったのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

順番と言いますか、たぶん同時でなければいけないんですが、今回条例を出す、そして今度は補正予算を出して条例をする。これは、どちらでもこの法的には問題はないと私は考えておりまして、今回、同時に出すという形をお願いをしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

7 ページのですね、その委託料なんですけれども、まず 1 点目、もしわかる範囲で教えてもらいたいですけれども、実際井戸を掘っておられますが、たぶん 150m だと思うんですけど、私も現地に再三確認行っているんですけど、その状況をまずお知らせをしてもらいたいことと、それからですよ、ボーリングをする際にはですね、実質的には地質がわかるんですよ。地層を取っていくもんですから、それでは今回上げている調査業務委託料に間に合わなかったのかどうか。

それから、今回ですね、地質調査業務委託料が上がっていますが、場所的にはですよ、今の井戸の近くから、近くで調査をされるものか。何箇所調査をされるものか。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

まず、議員もご承知のとおり JA のライスセンター付近で水源の試錐工事を実施しております。

進捗でいきますと、揚水試験が今完了しまして、まだ正式に報告が来ておりませんが、予定よりも、予定よりは若干数量が少なく、少ないというふうな報告は受けておりますが、今後正式な報告が出てくるものと思っております。

それと、今回予算で上がっております地質調査業務については、ボーリング調査ですけれども、基本的な地盤の支持力を確認するためのものでありますので、水源試錐工事におきましては水源の開発に使うものであります。同じボーリングであっても水源試錐工事の場合では標準貫入試験とか地盤支持力の確認は行いませんので別の調査ということで地質調査業務を今回予算として計上させていただきます。

ご質問の中で位置とかそういう詳細につきましては、主管課の総務課の方から回答をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

この、今回の地質についてはですね、先般、県の方から来られた時に、本来であればする必要はないと、あくまでも民間がするところであるけれども、今から企業誘致を推進する上で、どうしてもした方が今後のデベロッパー、開発会社にとって有利に働くと。

箇所数については、当初こちらの方からやはり 5 か所、4 隅と真ん中必要でしょうかと、通常そういった形で行われますので、申し上げましたところ、1 か所で良いということでございました。あくまでも軟弱地盤じゃないかどうかというのを確認したいということですね、あくまでも県の要請を受けて町がそれを受けてですね、するものでございます。

あと、場所につきましては、今ボーリング水源の、水源の方のボーリングが出ますけれどもその隣の農道敷きがありますけれども、その法面で実施できるということで業者の方から聞きましたので、そちらの方で予定をしております。民地を借用ということはないということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

今のをですね、はっきり言ってこの企業用地の地質基盤調査ということなんですけれども、今回そういうことは県の許可がここで良いということになって、地盤が良いということになった場合としましょう。それで県の許可がここで企業誘致をして良いよというような許可が出ると、民間、町じゃなくて民間がその建物を建てる所の地質調査をせんといかんですね。それは当然、地盤調査も必要だし、もう一つ、文化財保護の調査もせんといかんと思いますけれども、逆に言えば、審査が、許可が下りた後に、もし文化財あたりが出たら建物が建てられないというケースもあるかもしれませんので、できればその事前にですよ、町として何か所か、そういった文化財の地質調査あたりもされていた方が良くないかと思いますが、どういうふうな順序になるわけですか、それは。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

文化財につきましてはですね、あそこに古墳がちょっとありますですね。圃場整備の時、たぶん調査はもう済んでいると思います。ですから、あそこは古墳が残っていますけれども、あそこだけだと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

まずですよ、1 節の報酬 300 万円、それから 12 節の委託料 350 万円、これ同時に予算として今回上がってきているんですが、その順番、どういう時系列。私はこの 12 節の委託料地質調査がきちんとなくて問題ないという段階でもって次の企業報酬の方に移っていくのではないのかなと、時系列、あれがですよ。

これを最初に報酬の人を 2 人雇って、地盤調査したら適切でなかったという状況をしたらその人たちは土地の用地交渉には臨めないですよ。だから、その辺ところの時系列をきちんと説明をしていただきたいんですけれども。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この時系列としましてはですね、この地盤、N 地をするのは、硬いか柔らかいかの調査もしますので、もし数量が少し、N 地が駄目だったら、そういう軟弱地盤のまた工法もございまして、整備をする時ですね。

まず、この農村産業法に変わったというのはですよ、もう企業を大体目安が来て、向こうが申し入れる感じと同時にやるものですから、用地もとにかく確保しなくちゃいけない、地盤も一緒にしなくちゃいけないということで、それはもう、県と協議をしましてですね、そういう方向で。前の未来投資型でしたか、そっちの方はですよ、団地を作ってから企業の誘致に入る予定だったんですよ、全部用地を企業がしてですね、準備して。今回は、もう企業が一緒に決まったというか、そういう方向性と一緒にするということですので、時間がちょっと早くなるかもしれないということで一緒をお願いをしているというところでございますね。

通常、大石議員がおっしゃるとおり、まず整備をして確認して企業を誘致するんですが、もう企業を誘致に関してもそういう目途をつけながら造成をしていくということでございましたもんですから、こういう形にとらせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、一つ一つステップを踏んでいかないと、もし違っていたということに後でなった場合、税金の無駄遣いになる可能性が発生する恐れがあるということです。

例えば、旧親和銀行、にこにこはうすも学童保育所を移転することを前提で出発しました。出発したんだけど、後で考えてみたら親和銀行、旧親和銀行は、学童保育施設の耐震化が適切でなかったというのが判明したと。そうすると、今、旧親和銀行は宙ぶらりんになっていますね、何に使おうか。

にこにこはうすとしては、もう使うのであれば、あと耐震をきちんと補強するか、あるいは解体して新たに造り直すか。もうあるいは別途、にこにこはうすではなくて、他の目的で使用するか。三つしか私はないと思っています。

だから、今のところ、その税金の、なんと申しますかね、無駄遣いを防ぐためには、一つ一つステップを確実にして進んでいく。町長は、職員が足りないということをよく常に言われるんですけども、足りないであっても、足らなくてもそういうことをステップ踏んでいかないと。やはり関わっていくのは、税金の無駄遣いは町民に関わってきますからね。

だから、そういったことで町当局も私たち議会も、やはりこういったことは、慎重審議に。

だから、こういう議案は、条例は今日で良いでしょう。しかし、こういった細部の議案は、もう委員会も開けないわけですよ。もうこれは町長の町当局の責任じゃありません。これは議会の責任です。本当は議会を延長して、ですよ、委員会を開いて私は調査すべき案件だと思っていますけれども、議会運営委員会でこう決めた案件ですからこれは致し方ありません。もう町長の責任じゃありません。はっきり言いました。

だから、こういうものを、もう今日、議会最終日に条例も今日、予算の細部も今日、これは少し町民サイドから見たら決して、時間がない時間がないと言われるんですけども、時間がない中においても、もう今日だけしかないということはないと思っていますから、私は、はっきり言って。2日間でも3日間でも4日間でもあったんじゃないかな。そういう機会をですね、我々は模索して、時間がなければならぬ範囲内で調査をしていく。町民から負託された税金を無駄のないように慎重に議決していく。と、私個人はですよ、思っている。町長の見解を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

例えば、親和銀行の跡地はですね、また別に予定はしているんですよ、ここが駄目だったら次の。模索して検討していますので、また議員さんの皆さんにお願いをしたいと思うんですが、特に子どもの預かる所はものすごく法律が厳しくなっております、そういう形になってしまってますね、町としても勉強不足であったということは間違いありませんが、ここは誠に申し訳ありませんが、

そういうことで準備しています、また次の段階でいきたいというのはですね。

だから、大体商業店舗だったら向こうでそのまま、銀行営業みたいなのもできていましたからですね。子どもだけ厳しくなったんだろうと思っております。

ですから、それはそれでまた考えて、税金の無駄にならないように。ただ、そういう設計とか何とか駄目でしたけれどですね。

それとですよ、今回急に、本当に時間が足らなくなったということは、もう臨時会でもしてもよかったです、臨時会も1日は1日ですので。先ほど言いましたように、もう先に全協を、そういうのをお願いして、例えば1週間後とか、そういうのをですね。私も元々議会におりましたので、よくわかっておりますので、これはもう本当に申し訳なかったなと思っておりますので。

ただ、何回も言いますように議会の運営が議員さんでございまして、私が口を挟む必要、あれがないと段階じゃないということでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

先ほど、今地質調査を、ボーリングをしておられるんですけど、その結果がまだ報告が来ていないと言われたんですけど、時間的に余裕がない中でですよ、いつ頃来る予定なのかですね、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

工期がですね、7月の末になっているんですが、もっと早く入ってくると思います。私が急ぐ急ぐと申しますのは、県と協議をしながらですよ、今まで雲仙と諫早と手を挙げて、東彼杵町は今のところ認めていただいたものですから、この企業誘致としてですね。

だから、体制を整えておかないと、向こうの状況も私たちもまだよくわかりません。県も全てが発表があっているわけではございませんので。その辺で詰めていきながらですね、本当に今日お願いして今日というのが本当に誠に申し訳ないと先ほども言いましたように、私も反省をいたしておりますので。

そういうことで、時期がいつまでなのか、後ろがどのくらいで切られているのかまだよくわかりませんが、準備を先にしたいということで県と協議をしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第39号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

○——△——

暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 23 分）

再 開（午前 10 時 28 分）

日程第 8 議案第 40 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 8、議案第 40 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 40 号東彼杵町教育委員会委員の任命について

次の者を東彼杵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

1、任命する者の氏名 中里知子。

提案理由としましては、東彼杵町教育委員会委員として任命したいので、本案を提出するものでございます。補足説明を総務課長にさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 40 号について補足説明をいたします。

現在 1 期目の長下亜希教育委員さんですけれども、任期が今月末までとなっております。再任に

ついて打診をしたところ、ご本人様よりどうしても再任については受けられないということでご意向でございました。

新たに現役の保護者世代で女性の方ということで選任を続けておりましたが、ご本人様からこの町の子育て教育について保護者目線で貢献できるのであれば、喜んでお引き受けしたいという言葉をいただきました。

中里さんでございますけれども、平成6年に教育大学を卒業されて、保健体育の教育免許を取得されておられます。県外の財団法人のスポーツ指導員を7年、そして県内の小学校、そして本町の彼杵小学校でも通算4年6か月学級支援員として勤務した経験もお持ちでございます。日頃から非常に良い教育にも熱心だということでごございまして、今回選任をさせていただきまして任命をしたいということで同議案を提案させていただいております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

今回ですね、教育委員会の委員の任命が上がっていますが、たぶん慎重に審議された結果で最終日に上げられたのかなと思うんですけど、もう少し、当初では上げられなかったのかですね。最後に持ってこられたのはどういう見解なのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これがですね、当初に上げたかったのですが、ちょっとこう協議をずっと、依頼してなかなかまだご本人さんとのお話が進んでいなかったものですからそういうことになりましてですね。最終日になったというのは申し訳なかった、これも申し訳なかったのですが、本当は協議をずっとしながらですよ、人事案件というのは元々あまり、あっちにお願いこっちにお願いとはできませんものですから、そういうことで慎重にならざるを得なかったということで、6月12日に承諾を受けたものですからですね、申し訳ありませんでした。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

今、総務課長の方から紹介された経歴、立派な方だなと。教育行政に非常に興味を持っておられて資質の高い方かな。私は、この中里知子さんという方は全く承知していませんけれども、ただですね、ただいま教育委員の方々、今現在長下さんですかね、方は保護者の代表として1名入っておられましたよね。あとの3名の方々は、保護者の方ではないですよ、全部、違いますよね。

私は、やはり教育委員会には、彼杵地区であれ、千綿地区であれ、やはり4名の中に1名の方は保護者の代表と、保護者の目線から、やはり教育委員を選んでいただきたいと思うんですけども、その長下さんの、今回で終わりということ、いつ、今限りでもう辞したいということを知られたのか。まずその点をまず教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今月の議会にですよ、上げる前にずっと協議を、またお願いしますということを総務課長がしていましたが、なかなかもう返事をいただけなかったということで、ずっと遅れてきました。これはもう7月からの任期でございましたから、6月議会に上げなくてはどうしても遅れますので、その前にもうずっと1か月以上ぐらい前からたぶん協議をしていたと思うんです。

中里さんも実はですね、保護者の方で保護者の代表なんですよ。子どもさんがいらっしゃる、現在。だから、長下さんも保護者でしたからですね。女性。そして申し訳なかったんですが、やはりまだ千綿、彼杵と言うか、範囲で千綿が2名、彼杵が2名という形にさせていただきたいと思っております。そういう方でございます。総務課長に。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

5月だったかと思えますけれども、その後ですね、そういった意向があって、慰留と言いますか、なんとか、まだ1期ですので、せっかく1期の経験をあられますのでということでお話をしたんですけれどもなかなか難しいという話でございました。

今、教育委員さんは、あまり彼杵千綿と言ったらいけないんでしょうけれど、彼杵地区2名で千綿地区2名いらっしゃいます。それぞれ男女、男女という形になっております。長下亜希さんも、言わば保護者の視点から教育委員会の方にいろいろ意見を提言してもらおうという形で。今回の中里さんにつきましても、お子さんもいらっしゃいます。そういった視点でどうにかできないでしょうかということで、今、町内の民間企業にお勤めで、なかなか今生徒数・児童数も少なくなって、当然保護者の数も少なくなるんですけれども。人選についてはですね、この場ですけれども大変苦労いたしまして、もう適任者だということでですね、町の、町の行政を、教育行政をですね、なんとか少ない町を元気にさせていただきたいということで意見をお願いしますということで、快く最終的には引き受けていただいたところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

こういう民間の人の教育委員、人事案件はですね、非常にもうこうやって議案として上がって来る。そして、私たち議員が無記名投票して採決するわけですね。で、過去、上がってきて否決された案件が何回かありましたよね。やはりこれはですね、できれば、できればですよ、やはり避けなきゃいかんと私自身思っているんですよ。

だから、こういう人事案件は、周到に水面下で調整をされて適切な人、そして議会最終日ではなくて、やはり当初に上げてくる。そして、もうほとんどこの人だったら議会は通していただけるという方を人事案件で上げるようにしていかないと、上がってきて、私たち議会が無記名と言えども否決するとですね、その方のやはり心情を思う時に、私が知っている限りでも2名の方が議会で否決されました、記憶はですね。最低2名の方がおられる。そういうことのないようにさせていただきたいと。

今度議会最終日に上がってきたら、やはり突発的に、さっき言った6月12日ということが、も

うその方の、中里さんのご意向。その前に中里さんのご意向。長下さんは5月にもう今期で終わりにしたいということを町当局に伝えておられた、教育委員会かどこかわかりませんが。そうしたら、その時点でもってですね、もう早く着手されて、当初の、議会最終日ではなくて、当初に上げてもらうことはできなかったんですか。その点、町長、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ずっと5月、長下さんと協議をした後もですね、人選をずっとお願いをしていたのですが、先ほど言いましたように、こっちにお願いしてこっちが駄目だからこっちがどうというのはちょっとよろしくないということで、ずっと中里さんをお願いをしたということでございまして。

実は、もっと早く決まればよかったんですが、もうずっとお願いをして、これもご紹介をいただいでですね、私たちもよくわからなかったものですから、いろんなツテを伝ってですね。

だから、そういうことで会社も町内の会社にお勤めでございましたもんですから、なんとかこう。そういう、たぶん勤務条件等もあられるのだと思うんですよ、ここでお引き受けになるというのはですね、仕事をされているものですから。

だから、そういう形で、本当にもっと早く人事案件というのは、今大石議員に2名とおっしゃったけれどももっといらっしゃるんですよ、駄目になってですね。私も議員の時もそうでしたけれども、ありました。

ですから、そういう感じで、本当に人事案件というのがおっしゃるように、人の何と言いますかね、人格を否定するような形になってしまうということで。これはもう教育委員に限らず、他の人事案件ももっと早く、ずっと進めてはいきたいと思うんですが、どうしても相手方がいることでですね、ギリギリまでなってしまったということで、本当に申し訳なかったと思っております。

しかし、私が思うには、中里さん間違いないと思いますので、これはもう私は是非お願いをしていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいいたします。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

もう1回最後の確認です。この中里知子さんは、保護者、おられるんですね。その確認だけ、間違いはないですね。ちょっともう1回お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議場で私が発言したことは責任を取らなくてはいけませんので、間違いありません。保護者の方です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 40 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口を閉める）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き 6 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定より、立会人に 7 番議員、口木俊二君、2 番議員、児玉隆行君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（浪瀬真吾君）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（浪瀬真吾君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（井上晃君）

それでは読み上げます。

2 番、児玉隆行議員、3 番、構浩光議員、4 番、吉永秀俊議員、5 番、尾上庄次郎議員、6 番、大石俊郎議員、7 番、口木俊二議員。

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

7 番議員、口木俊二君、2 番議員、児玉隆行君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数、6 票。有効投票、6 票。無効投票、0 票です。有効投票のうち、賛成 6 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 40 号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開けます。

（議場出入口を開ける）

日程第 9 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 9、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務のうち会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 10 議員派遣の件

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第 127 条の規定によりお手元に配布しました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前10時51分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 吉永 秀俊

署名議員 尾上 庄次郎